

## 須磨区地域防犯リーダー認定要綱(1)

### (目的)

第1条 須磨区地域防犯リーダー（以下「防犯リーダー」という。）の認定に関して必要な事項を定める。

### (身分)

第2条 防犯リーダーの身分はボランティアとし、須磨区長は、報酬の支給及び旅等の費用弁償を行わない。

### (条件)

第3条 防犯リーダーの認定条件は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 須磨区内（小学校区の区外地域を含む）に在住、在勤（ボランティア活動等含む）又は在学のいずれかである。
- (2) 地域団体等の代表者又は防犯リーダーから推薦を受けて、防犯リーダーの認定要件として、須磨区長が指定した須磨区主催等の講座の受講実績がある。
- (3) (2)の地域団体等と協力して、須磨区内での防犯活動に参加している又は参加意向がある。
- (4) 暴力団その他反社会的活動を目的とした団体等に所属する者又はその関係者等でない。

### (認定)

第4条 須磨区長は、第3条に該当する者を防犯リーダーに認定する。

2 須磨区長は、前項の認定を行った者に対して、リーダー証を交付するものとする。

### (活動)

第5条 防犯リーダーは、以下の活動を行う。なお防犯リーダーは、活動上知りえた個人情報等の秘密を守り、認定期間解除後も同様とする。また、その活動中は第4条第2項に定めるリーダー証を携行し、関係人から求められた場合はこれを呈示する。

- (1) 須磨区内での防犯パトロールの実践・指導
- (2) 須磨区内での防犯及び安全・安心に関する関係機関（警察、行政機関等）が主催する防犯をテーマにした講座等への参加
- (3) (1)(2)に掲げるもののほか、須磨区の安全・安心のまちづくりの推進に関すること。

(認定期間)

第6条 防犯リーダーの認定期間は無期限とし、認定が解除されるまで継続するものとする。

(防犯リーダーに対する支援)

第7条 須磨区長は、関係機関（警察、行政機関又は地域団体等）と協働して、予算の範囲内で防犯リーダーの次に掲げる活動支援を行う。

- (1) 関係機関も含めた防犯をテーマにした情報提供等
- (2) 防犯資材の支援等

(認定の解除)

第8条 須磨区長は、防犯リーダーが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該防犯リーダーの認定を解除することができる。

- (1) 第3条(1)～(4)のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 防犯活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合。
- (3) 防犯リーダーとしてふさわしくない非行があった場合。
- (4) 本人からの申し出があった場合。

2 認定解除後、防犯リーダーはすみやかに、第4条第2項に定めるリーダー証を須磨区長に返納する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。